

令和8年度三重県農業研究所<ニーズ対応型>共同研究

公募要領

三重県農業研究所(以下、農業研究所)は、共同研究者の技術課題の解決等を目的に、農業研究所が保有する研究成果、知見及び設備等を活用して実施する<ニーズ対応型>共同研究を次のとおり募集します。

申請受付期間は、令和8年2月2日(月)から令和8年8月28日(金)までです。申請に関するご質問等は、問い合わせ先へお気軽にお寄せください。

1 共同研究の対象

共同研究の対象となる研究は、農業研究所の研究分野のうち、令和8年度において共同研究が可能な研究分野(別表第1)に関するものとします。ただし、別表第1に記載のある研究分野であっても、農業研究所の研究設備や予算等の都合により対応できない場合があります。また、既に製品又は商品となっているものの性能又は効能の評価を目的とするものは対象としません。加えて、産業廃棄物に関連する研究は、原則として対象としません。

2 研究予定期間

原則として、令和8年度としますが、複数年にわたる共同研究も可能です。ただし、共同研究契約は、1年ごとに締結していただきます。

3 対象とする共同研究者

国、大学法人、独立行政法人、地方公共団体、公益法人及び企業等法人、団体を共同研究者とします。暴力団等排除の観点から、別表第2に該当する事業者は応募できません。

4 募集期間 令和8年2月2日(月)～令和8年8月28日(金)

毎月末、申請をまとめ、審査を行います。

5 採択予定件数 数件

6 共同研究経費の負担

(1) 共同研究者は、自らが分担する研究に要する費用は自ら負担します。

(2) 農業研究所が分担する研究に要する費用について、原則として共同研究者に負担していただきます。

7 申請方法・お問い合わせ先

「三重県農業研究所共同研究申請書」及び「誓約書」に必要事項を記入し、下記の添付書類と合わせて、問い合わせ先あてに送付してください(当日消印有効)。

問い合わせは、電話・FAXで担当者までご連絡ください。メールでの問い合わせも可能です。

※添付書類

下記の3つの書類は、原則必要となりますので、ご準備ください。

- ① 「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」、または「納税証明書(その3の3 「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないこと用)」(所轄税務署が過去6か月以内に発行したもの(写し可))
- ② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6か月以内に発行したもの(写し可))
- ③ 定款等の申請者の事業概要を示す資料

問い合わせ

〒515-2316 松阪市嬉野川北町 530 三重県農業研究所 研究戦略課

電話：0598-42-6357 FAX：0598-42-1644 担当者：石原、太田

E-mail：nougipref.mie.lg.jp

8 申請から採択に至る手続き

①事前調査(申請書受付後に実施)

研究担当者が申請者に対してヒアリング等により申請内容を確認するとともに、申請内容と農業研究所の研究能力の適合、研究の分担等についても問い合わせ、共同研究調書等を作成します。また、共同研究において農業研究所が提供を受ける資材等の安全性などについて、申請者に対して詳細な情報の提供をお願いすることがありますので、ご了承ください。

②審査

申請書及び事前調査の結果について、農業研究所の共同研究審査会において審査し、共同研究実施の可否を決定します。

③審査結果の発表及び通知

採択された申請者に採択通知書、不採択となった申請者に不採択通知書を送付し

ます。なお、採択された場合でも、共同研究契約の締結に当たり条件を付ける場合があります。この条件が満たされない場合は、共同研究は実施できませんのでご注意ください。

④共同研究契約の締結

共同研究の分担などについて農業研究所と共同研究者が協議した上で、共同研究契約書を締結します。なお、共同研究契約の締結に当たり条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認させていただきます。

⑤共同研究費用の納入

共同研究契約の締結後に、共同研究者が負担する研究費用の納入通知書を共同研究者に送付します。納入通知書に記載のある納入期限までに指定金融機関でお支払いください。なお、納入期限は事前にご相談のうえ、決定します。

9 審査基準

次の項目について、申請書及び事前調査を基に総合的に判断し、共同研究実施の可否を決定します。

(1) 農業研究所として共同研究に取り組む必要性・緊急性

共同研究の申請の内容が、三重県および県民への利益に資するものであり、共同研究に取り組む必要性・緊急性が認められること。

(2) 申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果

申請内容が技術的に達成可能であること、また研究の成果により生じる具体的な効果(新商品の開発、高付加価値化、コスト削減、製造技術の向上、地域振興に資する施策への反映等)が充分に見込まれること。

(3) 農業研究所の研究能力(人的・設備的能力等)との整合性

申請内容に対して、農業研究所の職員の研究分野や農業研究所の保有する設備等で対応できること。

(4) 申請者の研究開発能力

申請内容に対して、申請者が十分な研究体制・能力を持っている、あるいは持とうとしていること。

(5) 共同研究の制度に対する申請者の理解

共同研究者の費用負担、情報の取扱、及び共同研究契約書の条項などに対して、申請者が十分に理解していること。

(6) 共同研究の対象とする材料・原料等に関する安全性

対象とする材料・原料等の安全性が明確であること。産業廃棄物に関連する研究は原則として対象としません。ただし、食品由来廃棄物等で安全性に十分な合理的理由がある場合、審査対象にする場合があります。

(7) 共同研究者が負担する研究所の研究経費の妥当性

申請の内容を審査基準に照らして、共同研究者が負担する研究所の研究経費が妥当であること。

10 その他

(1) 共同研究契約書の内容

共同研究における研究の分担、費用負担、知的財産の取扱、情報公開等に関して、協議したうえで共同研究契約書に規定します。詳細は問い合わせ窓口までお問い合わせください。

共同研究契約書などの関係規程等は、農業研究所ホームページに掲載しています(<https://www.pref.mie.lg.jp/nougi/hp/87861000001-01.htm>)。

(2) 共同研究報告書の作成

農業研究所及び共同研究者は、共同研究契約書で定めた期限までに相互に内容を協議したうえで、共同研究報告書(様式第5号)を作成します。なお、共同研究報告書はあらかじめ相手方の承認を得ることなく開示できるものとします。

(3) 情報公開(三重県情報公開条例の適用)

共同研究に関する文書(申請書、共同研究契約書、共同研究報告書、共同出願契約書、共同研究者が農業研究所に提出した文書・データ等)は三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)の対象となります。

「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は非開示情報に該当しますが、第三者から情報公開請求があった場合、人の生命・身体・財産や環境を保護するため公開が必要と認められる情報や、情報公開審査会において公開と判断された情報は開示されます。

詳しくは、県ホームページ(<https://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/33777024454.htm>)を参照してください。

(4) 製品・商品に係る法的規制

共同研究の成果を活用した製品・商品について、事業者が守るべき多くの法的規制がありますので、必ずこれを遵守してください。

例) 農薬取締法、肥料法、製造物責任法(PL法)、不正競争防止法、薬事法、食品衛生法、輸出貿易管理令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律など

(5) 権利の帰属及び出願等

共同研究において、三重県に属する研究員又は共同研究者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは、あらかじめ相手方の同意を得て、単独で特許等の出願ができます。

三重県に属する研究員及び共同研究者が共同して発明を行ったときは、三重県は三重県に属する研究員から特許等を受ける権利を承継し、三重県及び共同研究者が共同して出願(以下「共同出願」という。)するものとします。

共同出願を行おうとするときは、当該特許等に係る三重県及び共同研究者の特許等を受ける権利及び設定登録後の特許権等の持分と 出願に係る費用一切の費用負担割合を協議し、三重県職務発明等審査会等で審査のうえ共同出願契約を締結するものとします。

実用新案権、意匠権、育成者権等、その他知的財産の取扱いについても上記記載と同様とします。

別表第1 共同研究が可能な研究分野

番号	共同研究の対象とする研究分野
001	土壌及び肥料に係る研究
002	農作物の病害及び虫害の防除に係る研究
003	有機性廃棄物の循環利用に係る研究
004	主要農作物及び特用作物の栽培に係る研究
005	園芸作物の栽培に係る研究
006	水稲及び園芸作物に係る新品種開発研究
007	農作物の獣害対策に関する研究
008	農作物の効率的機械化生産技術に関する研究
009	茶の栽培及び製造に係る研究
010	農業経営に関する研究

別表第2

一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
二 暴力団員(同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
三 暴力団関係者(暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察捜査機関が確認した者。以下同じ。)
四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用した者
五 暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
六 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有している者(密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。)
七 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者(社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)
八 暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用した者
九 三重県税または地方消費税を滞納している者
十 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者
十一 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者

記入例

三重県農業研究所共同研究申請書

令和8年〇月〇日

三重県農業研究所長 あて

代表取締役等の契約能力のある役職の方

所在地

〇〇市〇〇町〇〇〇xxx-xx

事業所名

〇〇〇〇株式会社

代表者名

役職 〇〇 〇〇

(印不要)

下記のとおり共同研究を行いたいのので申請します。

記

令和3年度分から押印は不要になりました。

1 共同研究の区分:ニーズ対応型

① 研究分野番号(※必ずリスト1から選んで最大3つまで記入してください。)

(xxx)・(yyy)・()

2 研究課題名

例)〇〇による〇〇の開発

3 研究開発の内容

例)〇〇が有する〇〇機能を利用した、〇〇への〇〇の活用を検討するとともに、〇〇による〇〇技術の性能向上を図り、〇〇等の新製品を開発する。

4 三重県農業研究所と共同研究を必要とする理由

例)〇〇に関する技術に関して、当社では知識、技術などが不足しており、当研究の目的の達成のためには、〇〇に関して三重県公設試験研究機関が有する技術・ノウハウ・設備等が必要である。

5 三重県農業研究所に希望する研究内容、及び自社で実施する研究内容

① 三重県農業研究所が実施する研究内容 例)〇〇の配合の最適化

〇〇の評価法の開発

② 自社で実施する研究内容

例)〇〇の回収方法の開発

〇〇の材料の調製と提供

6 共同研究成果の活用(事業化等)計画・見込み

例)共同研究の成果を活用して〇〇技術の性能向上を図り、〇〇事業所(住所:三重県〇〇市)において〇〇の機能を持った新製品を製造し、令和〇年を目途に販

売する予定である。

7 自社における共同研究の実施場所名及び住所

例) ○○○○(株)○○事業所

三重県○○市○○町○○○xxx-xx

8 共同研究参加予定者の所属職氏名(※参加予定者を全て記入してください。)

○○○○(株)○○事業所 所属 職名 ○○○○、所属 職名 ○○○○

9 三重県農業研究所が実施する研究に要する費用に対する負担可能金額

令和8年度 負担予定(負担可能)金額: _____ 万円

10 共同研究に関して三重県農業研究所に提供する研究用材料等

研究用資材等の名称	性状	成分データ等の有無	産業廃棄物に該当する場合の区分
例) ○○化合物	粉状	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	特管 特管以外 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
例) ××剤	液体	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	特管 特管以外 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
例) △△汚泥	スラリー状	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	特管 <input checked="" type="checkbox"/> 特管以外 非該当

※成分データや製造工程等の資料がある場合は、本申請書に添付してください。

特管: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5号に規定される「特別管理産業廃棄物」

11 連絡先

住所 〒xxx-xxxx ○○県○○市○○町○○○xxx-xx

担当者 職氏名 ○○課 職名 ○○○○

電話: xxx-xxx-xxxx FAX: xxx-xxx-xxxx Email: xxxx@xxx.co.jp

※必要に応じてページ数を増やしてください。